



夏季休暇期間中における口蹄疫の 防疫対策の徹底について

- 本年5月にワクチン接種国である韓国で5年ぶりに口蹄疫の発生が確認されており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。
- 昨年10月の入国制限撤廃以降、訪日外客数が増加していることに加え、これから夏季休暇期間を迎えることから、日本人観光客の海外との従来が多くなることが想定されます。
- そのため、**口蹄疫**の発生地域から人・モノの移動が増加することが予想され、病原体の国内への侵入リスクが極めて高い状況になると考えられます。
- 畜産関係者の皆様には、次の4点について再度確認をお願いします。



- 1 **海外渡航の自粛・輸入が禁止されている肉製品の持込み防止**
- 2 **手指の消毒や専用長靴の着用など、衛生管理区域への病原体の持ち込み防止対策**
- 3 **適切な防護柵（豚）や防鳥ネット等の設置及び点検などの野生動物の侵入防止対策**
- 4 **家畜の健康観察及びアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱の特定症状の早期発見・早期通報の徹底**

口蹄疫を疑う症状を発見した際のお願い！

口蹄疫の『特定症状』※

口蹄疫を疑う次の1～3のいずれかの症状を発見した際は、
直ちに当所へ連絡してください

1

39℃以上の発熱

と

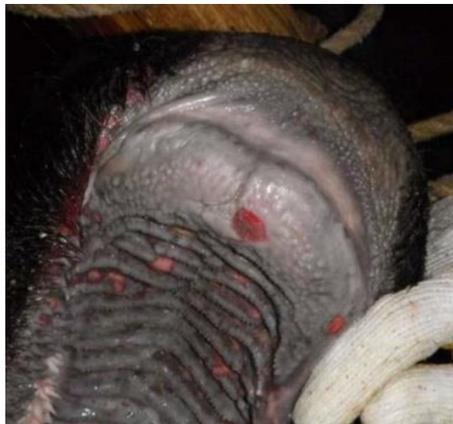
- ・泡状のよだれ
- ・歩き方がおかしい
- ・起立できない
- ・泌乳停止あるいは乳量の大幅減少

いずれかの
症状を示し

口の中、唇、鼻、蹄、乳房の
いずれかに
水疱、びらん、潰瘍
または癒痕がみられる。



泡状のよだれ



口蓋のびらん



舌の水疱



乳頭の水疱

2

同じ畜房（畜舎）内の、複数の家畜の口内（又は鼻・蹄・乳房など）に、水疱等ができている場合。

3

（群飼の場合）：同じ畜房内の半分以上の
（単房の場合）：隣り合った畜房で、複数の

哺乳畜が2日以内に死亡

※特定症状とは？

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のことで、偶蹄類（牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし）では口蹄疫が指定されています。

上記の症状を見つけた場合、
直ちに当所へ連絡してください。

青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474